

# とっとり

市報

1月15日

2006 January No.931



「えいっ!!」 忍耐から学ぶこと

「河原町空手道クラブ」 寒稽古 1月1日(日) 河原城

## Contents — おもな内容 —

### 2 特集

### 市職員給与などの状況

### 4 市民政策コメント

### 投・開票区およびポスター掲示場などの見直しについて

### 6 4月から介護保険制度が変わります

### 8 確定申告の準備はお早めに

10 効率的な公共施設の運用

12 健康・病院

14 情報ひろば

17 図書館だより・市民伝言板

18 イベント情報

# 市職員給与などの状況をお知らせします

本市職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養、住居、通勤手当などの「諸手当」があります。これらは、地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告および県人事委員会の勧告などを参考に、市議会の審議を経て条例で定められています。

## 1. 職員給与（平成17年度普通会計予算）

平成17年度普通会計当初予算（減額前）と12月補正予算（減額後）による人件費のうち、職員の給与費とその内訳です。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B)/(A)
		給料	職員手当	期末勤 手当	計 (B)	
17年度 当初	人 1,424	千円 5,819,979	千円 745,284	千円 2,361,154	千円 8,926,417	千円 6,269
17年度 12月 補正後	1,417	5,497,581	843,111	2,219,713	8,560,405	6,041

## 2. 職員の初任給

初任給は、国と同額です。

(平成17年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職 大学卒	170,700円 (165,579円)
高校卒	138,800円 (134,636円)

( )内の数値は、6月に実施した給与減額措置後の参考数値です。

## 3. 職員の平均給料月額 および平均年齢

(平成17年4月1日現在)

区分	平均給料 月額	平均 年齢
一般行政職	348,315円 (333,418円)	41歳 11カ月

( )内の数値は、6月に実施した給与減額措置後の参考数値です。

## 4. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成17年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 270,950円 (260,522円)	339,078円 (325,515円)	392,185円 (374,377円)
	高校卒 227,617円 (220,788円)	287,943円 (276,425円)	337,650円 (324,144円)

( )内の数値は、6月に実施した給与減額措置後の参考数値です。

### 人件費削減への取り組み

平成17年2月に、合併後初の特別職報酬等審議会が開催され、平成17年4月から、議長、副議長、議員、市長などの報酬（給料）が改定（5%の減額）となりました。また、本市では、厳しい財政状況に対応するため、さらに平成17年4月から1年間、市長、副市長、収入役、企業管理者、教育長の給料および期末手当を

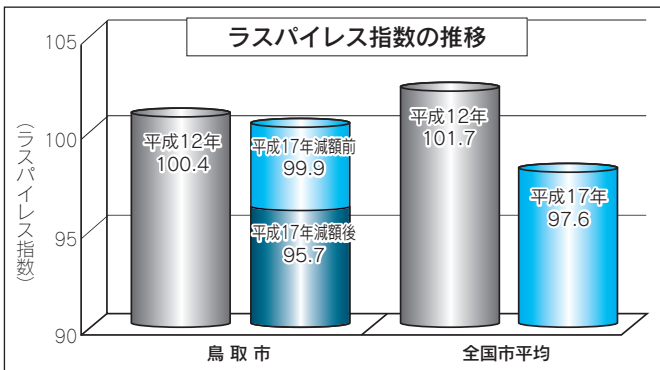
### 人事院の給与勧告と職員給与

約5%減額（合計約10%減額）しています。また、職員についても、6月から給料および期末勤手当を職務に応じて3%から5%（平均4.2%）減額するとともに、管理職手当を20%減額しています。これらにより市長事務部局などでは、平成17年度において総額約4億2千万円の人件費が削減されます。

平成17年8月の人事院による今年の給与勧告に準じ、給料月額の引き下げ（改定率0.3%減）を、平成18年1月1日（改定）に実施し、職員給料の減額率を2.7%（平均3.9%）にしました。また、配偶者に係る扶養手当の引き下げと、勤め手当の引き上げは、平成18年度から実施します。このほか、給与構造の改革については、現在検討しています。

### 5. ラスパイレス指数の推移

この指数は、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の数値です。



※平成 17 年減額後の数値は、推計値です。  
 ※平成 12 年の指数は、合併前の鳥取市の指数です。

### 7. 特別職の報酬など (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等
給料	市長	972,000 円 < 1,080,000 円 >
	副市長	805,500 円 < 895,000 円 >
	収入役	684,000 円 < 760,000 円 >
報酬	議長	584,000 円 < 615,000 円 >
	副議長	513,000 円 < 540,000 円 >
	議員	475,000 円 < 500,000 円 >
期末手当	【平成 17 年度支給割合】	
	6 月期	1.60 月分
	12 月期	1.70 月分
	計	3.30 月分

※ < > 内は、条例改定前の額です。

### 6. 主な職員手当

それぞれの手当は、支給要件に該当した場合に支給されます。(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分	内容												
扶養手当	①配偶者 月額 13,500 円												
	②配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで 月額 6,000 円												
	③その他の扶養親族 月額 5,000 円												
	④満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1 人の加算額 月額 5,000 円												
住居手当	①月額 12,000 円を超える家賃を支払って借家などに居住する職員 ▷家賃の額に応じ月額最高 27,000 円まで												
	②自宅に居住する職員(世帯主) ▷新築または築後 5 年以内 月額 2,500 円 ▷購入から 6 年目以降 月額 1,500 円												
	③交通機関利用者(通勤距離が片道 2 km 以上) ▷運賃月額 55,000 円までを、6 カ月定期券などの価額により全額支給												
通勤手当	②自動車などの使用者(通勤距離が片道 2 km 以上) ▷通勤距離の区分に応じ、月額 2,000 円～ 27,500 円												
	期末手当・勤勉手当 (平成 17 年度支給割合)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.40 月分</td> <td>0.70 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.60 月分</td> <td>0.70 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.00 月分</td> <td>1.40 月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.40 月分	0.70 月分	12 月期	1.60 月分	0.70 月分	計	3.00 月分	1.40 月分
	期末手当	勤勉手当											
6 月期	1.40 月分	0.70 月分											
12 月期	1.60 月分	0.70 月分											
計	3.00 月分	1.40 月分											

### 8. 部門別職員数 (各年 4 月 1 日現在)

特別職、臨時および非常勤職員を除きます。

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成 16 年	平成 17 年	
一般行政など	議会	9	12	3
	総務企画	178	329	151
	税務	54	90	36
	民生	249	449	200
	衛生	48	93	45
	農林水産	35	81	46
	商工	19	39	20
	土木	114	152	38
	教育	50	168	118
	小計	756	1,413	657
公営企業など	病院	368	366	△2
	水道	94	94	0
	下水道	54	86	32
	その他	32	52	20
	小計	548	598	50
合計		1,304	2,011	707

※平成 16 年は合併前の職員数です。

**平成 17 年 人事院の給与勧告の主な内容**

人事院は、毎年、国家公務員と民間の給与水準を比較検討し、双方の格差をなくするために給与改定を勧告しています。また、今回は給与制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革を行うことが勧告されました。

- 給与改定
  - 給料月額の引き下げ(改定率△ 0.3%)
  - 配偶者に係る扶養手当の引き下げ(500 円引き下げ)
  - 期末・勤勉手当の引き上げ(0.05 月分)
- 給与構造の改革
  - 給料表の見直し(給料水準の平均 4.8%引き下げ)
  - 勤務実績の給与への反映 など

#### 問い合わせ先

市役所本庁舎職員課 ☎ (0857) 20-3108  
 電子メール syokuin@city.tottori.tottori.jp

## 投・開票区およびポスター掲示場などの見直しについて

# みなさんのご意見をお聞かせください

本市では、今年、市が執行する選挙を控え、行財政改革の観点で次のとおり、投・開票区およびポスター掲示場などの見直しを行います。

この見直しでは、合併後の市域全体の均衡を念頭に置き、地域の実情も踏まえながら、合併前の鳥取市地域、旧町村地域に同一の基準を設けることとしました。

そしてこのたび、見直し案を作成しましたので、その概要をお知らせします。

### 投票区の区域の見直し

#### 140の投票区を78へ

合併前の鳥取市地域は、おおむね小学校の通学区区域を基準としながら、地理的条件、交通の利便性、選挙人数などを勘案して30校区につき49の投票区を設置しています。これに対し旧町村地域では、18校区につき91の投票区を設置しており、1校区当たり平均5投票区を設置していることとなります。また、選挙人名簿登録者数100人未満の投票区も7カ所あります。投票所は住居の近くに設置されるのが理想ですが、行財政改革の視点に立ち市域全体のバランスや公平性に配慮しながらできるかぎり同一基準のもとに配置を行うこととします。

平成15年から期日前投票制度が施行されるなど、投票しやすい環境整備も進んでいることから、現在、小

学校区内に2つ以上の投票所を設置している所については、選挙人名簿登録者数3千人を目安に見直しを行います。また、地理的に小学校区を分離してほかの投票区の一部と統合した方が良いと考えられる投票区についても見直します。

### 投票区の見直し案

	選挙人名簿登録者数	現投票区数(A)	見直し案(B)	比較(B)-(A)
鳥取	118,883人	49	39	△10
国府	6,956人	13	6	△7
福部	2,739人	8	3	△5
河原	6,697人	16	7	△9
用瀬	3,515人	11	4	△7
佐治	2,343人	10	4	△6
気高	7,985人	12	5	△7
鹿野	3,522人	7	4	△3
青谷	6,554人	14	6	△8
合計	159,194人	140	78	△62

※「鳥取」は合併前の鳥取市地域、そのほかは旧町村地域

開票区の見直し

3つの開票区を1つに

市町村合併による市域の拡大に対応し、投票箱の搬送時間の短縮や、140カ所ある投票所から集まる投票箱や書類などの受け渡しの混乱をさけるため、昨年の衆議院議員総選挙については3つの開票区を設けました。

しかし、投票区数の削減を図ることと、事務量が削減されることもあり、開票事務従事者の削減、開票結果の一元化、当選人決定の迅速化の観点から、1開票区への統合が望ましいと考えられます。

このため、現在の3開票区を鳥取市全域で1つの開票区とするよう県選挙管理委員会へ要望します。

投票所閉鎖時刻の繰り上げ

開票所から15分以上の投票所まで

投票所の閉鎖時刻の繰り上げは、現在、旧町村内の一部の投票所で行っています。今後、開票所を1カ所にした場合、開票結果をこれまでどおり迅速に公表するためには開票開始時刻の大幅な繰り下げは困難であり、開票所から遠距離の投票所につ

いては閉鎖時刻の繰り上げが必要となります。

なお、統合後の開票所は、合併前の鳥取市地域に設けることとしており、従来の繰り上げ時間も勘案しながら開票所から15分以上離れた投票所については1時間程度の繰り上げを行います。

ポスター掲示場設置の見直し案

	集落または町の数	面積 (km <sup>2</sup> )	現在の掲示場数 (A)	見直し案 (B)	比較 (B) - (A)
鳥取	331	237.2	366	302	△64
国府	59	93.4	58	47	△11
福部	21	34.9	46	22	△24
河原	48	83.5	99	51	△48
用瀬	26	81.6	47	30	△17
佐治	27	79.9	52	32	△20
気高	41	34.3	73	41	△32
鹿野	45	52.8	47	32	△15
青谷	41	68.1	81	50	△31
合計	639	765.7	869	607	△262

※「鳥取」は合併前の鳥取市地域、そのほかは各総合支所地域

ポスター掲示場の見直し

869あった掲示場を607へ

ポスター掲示場は、現在869カ所に設置していますが、これは、投票区の数に基づいて法定設置数が定められているため、投票区の見直しにもなつて、設置数が削減となり、経費の節減が図られます。また、市議会議員選挙の立候補者数の増加が予想されることから、ポスター掲示場の大きさを従来のものより大きくする必要があり、その設置場所が限定されるため、現在の設置場所を全面的に見直す必要があります。ポスター掲示場設置場所は、1町

見直しによる経費の削減額 (単位：千円)

	現行経費	見直し後の経費	削減額
市長選挙	108,622	92,483	16,139
市議会議員選挙	221,502	181,703	39,799
合計	330,124	274,186	55,938

※市長選挙5人、市議会議員選挙60人の立候補者があった場合の試算結果

ご意見のあて先はこちらです

**提出方法** 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

**資料配置日・場所** 1月16日(月)

▷市役所本庁舎1階総合案内所 ▷市選挙管理委員会事務局(福祉文化会館内2階・西町二丁目) ▷市役所駅南庁舎1階総合窓口 ▷各総合支所地域振興課 ▷各中央・地区公民館

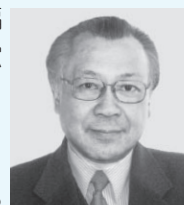
※鳥取市ホームページにも掲載しています(アドレスは表紙下段)。

**提出期限** 2月3日(金)

**提出・問い合わせ先** 市選挙管理委員会事務局 ☎680-0022 西町二丁目311・☎(0857)20-3051・☎(0857)20-3386・電子メール senkan@city.tottori.tottori.jp



みなさんのご意見お待ちしています。



市選挙管理委員会事務局 山根 誠吾 局長

内(集落内)に1カ所を原則とし、例外的に集落の区域が広い場合や、選挙人名簿登録者数が多い場合には、2カ所設置するなど法定総数の範囲内で設置することとします。なお、ポスター掲示場設置場所については、今後も状況の変化に応じて、その都度見直しを行います。



# 4月から介護保険制度が変わります

平成12年度にスタートした介護保険制度。施行後5年が経過し、全国的な課題として、軽度認定者（要支援、要介護1）の急増、また介護サービスの利用にともなう給付費の増加などが挙げられています。

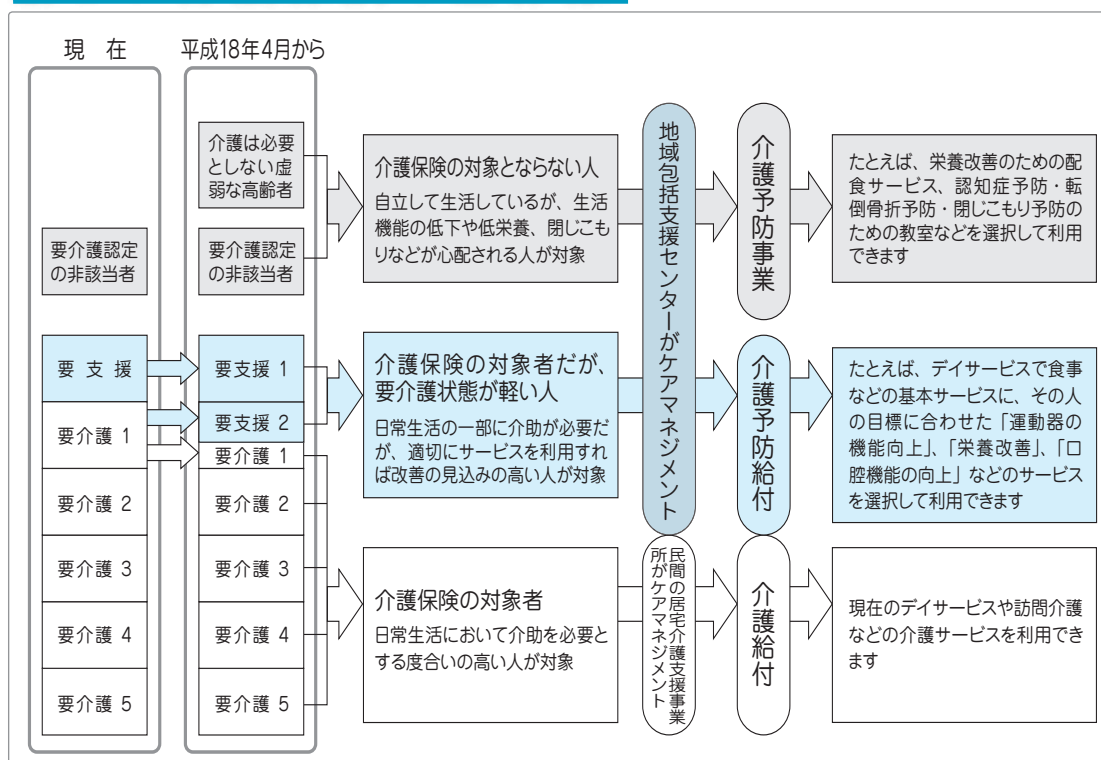
このような状況を背景に、「制度の持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」を基本として、介護保険制度が今年4月（18年度）から次のとおり見直されます。

このたびの制度改正は、できる限り介護が必要な状態にならないようにするための予防サービスの充実が図られるなど、主に軽度認定者や要介護・要支援となるおそれのある人に対するサービスの重点を置いた内容となっております。現在の要介護区分は下図のとおり改定されます。

また、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう、日常の中で自分ができることを一緒に見つけ、そのことが、実際にできるためのサービスの計画を作ったり、本人や家族などからのさまざまな相談を受けるなどのサービスを行う「地域包括支援センター」が、新たに設置されることとなります。（左図参照）

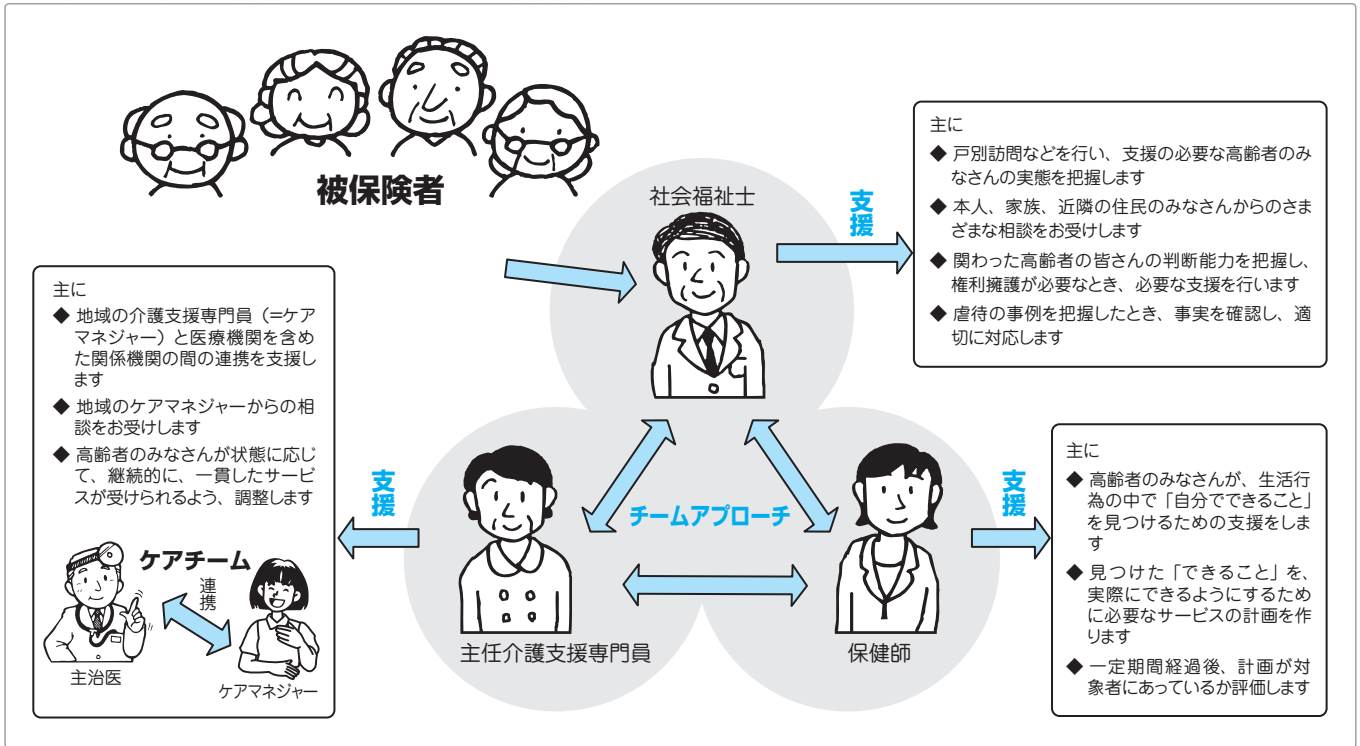
本市では、このセンターを市内3カ所に設置し、現在の「在宅介護支援センター」は、相談取り次ぎの窓口としていく予定です。

## 新しい介護保険の全体像



# 介護保険

## 地域包括支援センターの概要



### そのほかの改正のポイント

#### 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供ができるように新たに地域密着型サービスが創設されます。

このサービスは、認知症高齢者のグループホームなどで、原則、市民のみの利用となります。

#### サービスの質の確保・向上

良質のサービスが提供されるように、すべての介護サービス事業者に事業所の情報開示が義務づけられます。あわせて、事業者指定更新（6年）や、ケアマネジャー資格の更新（5年）が必要になります。

#### 第1号被保険者（65歳以上）の保険料の見直し

所得の低い人の保険料の軽減を図るため、保険料の区分を左図のとおり改めます。改

### 改正後の保険料区分

区分	現行	改正後
市民税非課税世帯の人で、合計所得金額（※）と課税年金収入との合計額が80万円以下の人	第2段階	新第2段階
市民税非課税世帯の人で、上記に該当しない人		新第3段階

※合計所得金額…収入合計から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額です。

正後の新第2段階の保険料率は現行（基準額の75%）より低く設定することとし、現在、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画作成委員会」で検討を進めています。また、特別徴収（保険料が年金から天引きされる方式）の対象となる年金が、遺族年金、障害者年金に拡大されるなど、より便利になります。

問い合わせ先 市役所 南庁舎 高齢社会課 ☎(0857)2013451

# 申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)

## 確定申告の準備はお早めに

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期が近づいてきました。市役所での申告は、駅南庁舎と各総合支所で受け付けます。期間間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告しましょう。

### 所得税

所得税は、自分で所得と税額を計算する申告納税制度になっています。所得と税額を正しく計算し、期限内に申告と納税をすませましょう。確定申告が必要な人は次のとおりです。なお、所得税の確定申告をした人は、市・県民税や個人事業税の申告をする必要はありません。

#### 給与所得の人

次のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

- ①給与の年収が、2000万円を超える人
- ②給与所得、退職所得を除く所得合計額が、20万円を超える人

- ③2個所以上から給与をもらい、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が、20万円を超える人

※②と③については、20万円以下の場合でも市・県民税の申告が必要です。

#### 給与所得以外の人

平成17年中に事業（商業、農業など）を営んでいた人、地代・家賃などの不動産収入のある人、雑所得（年金など）のある人、土地や建物、株式を売却した人などで、所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額よりも多い場合は必ず申告してください。

※所得控除の方が多い場合でも、市・県民税の申告は必要です。農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く収支計算になりました。農業所得申告をする人は、収入と経費がわかるよう、通帳や領収書などを準備してください。

#### 所得税の還付

次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ①平成17年中で中途で退職し再就職していない場合
- ②災害、盗難などの損害を受けた場合（雑損控除）や、多額の医療費を支払った場合（医療費控除）など

- ③住宅の取得や一定の増改築のために、銀行などから借りた住宅資金の借入金残高がある場合（住宅借入金等特別控除）

- ④年末調整後に配偶者の所得や扶養家族数に変更があった場合

※還付申告は1月から受け付けています。

### 市・県民税

平成17年中に所得のあった人は、市・県民税の申告が必要です。ただし次の人は除きます。

- ①所得税の確定申告をした人
- ②年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
- ③収入が公的年金のみの人

※社会保険料控除、生命保険料控除などを受ける場合は申告が必要です。なお、平成17年中に所得がない場

合でも、国民健康保険に加入している人は必ず申告してください。

※国民健康保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行います。保険料の減額対象者であっても、申告していないため減額が受けられない場合があります。

### 申告に必要なもの

- ①申告用紙、印鑑、通帳（還付申告の場合）
  - ②平成17年中の収入、支出明細書や領収書、平成16年分収支内訳書控え
  - ③平成17年分の給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
  - ④医療費控除を受ける人は、平成17年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書
  - ⑤雑損控除を受ける人は、損害を受けた住宅や家財の明細書、領収書
  - ⑥平成17年中に支払った国民健康保険料、国民年金保険料の額のわかるもの
- ※国民年金保険料で控除を受ける人は、平成17年分の申告より支払金額証明書の添付が義務づけられました。
- ⑦生命保険料、損害保険料控除を受ける人は、保険料の支払証明書

- ⑧寄付金控除を受ける人は、特定寄付金の明細書や領収書

- ⑨障害者や勤労学生を証明する書類

※65歳以上の人で知的障害者、または身体障害者に準ずる者として認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。詳しくは市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3454 まで

- ⑩住宅借入金等特別控除を新たに受ける人は、▷登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで取得日、床面積、請負代金などのわかる書類またはその写し ▷住民票の写し ▷借入金の年末残高証明書 ▷増改築、大規模修繕などは建築確認通知書の写しまたは増改築等工事証明書



## 今回の申告における税制改正のポイント

### 所得税、市・県民税

#### ① 老年者控除の廃止と寡婦（夫）控除

従来 65 歳以上で合計所得金額が 1000 万円以下の人に認められていた老年者控除が廃止されました。この廃止にともない、老年者控除との重複控除が認められていなかった寡婦（夫）控除が受けられることになりました。

#### ② 国民年金保険料の支払証明書の添付の義務化

今回の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除を受ける場合には、支払証明書を添付することが義務付けられました。そのため、支払証明書がなければ控除が受けられませんのでご注意ください。

#### ③ 公的年金控除額の見直し

65 歳以上の人の年金収入から所得を求める計算方法が下表のとおり見直しされました。

改正前	公的年金の収入金額	所得計算方法
	260 万円未満	収入金額 - 140 万円
	260 ~ 460 万円未満	収入金額 × 0.75 - 75 万円
	460 ~ 820 万円未満	収入金額 × 0.85 - 121 万円
	820 万円以上	収入金額 × 0.95 - 203 万円

↓

改正後	公的年金の収入金額	所得計算方法
	330 万円未満	収入金額 - 120 万円
	330 ~ 410 万円未満	収入金額 × 0.75 - 37 万 5 千円
	410 ~ 770 万円未満	収入金額 × 0.85 - 78 万 5 千円
	770 万円以上	収入金額 × 0.95 - 155 万 5 千円

### 市・県民税

#### ① 老年者の非課税措置の廃止

これまで 65 歳以上の人で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の場合は、市・県民税が非課税となっていた非課税措置が、18 年度から廃止になります。

※ただし、経過措置がありますので、詳しくは「とっとり市報 10 月 1 日号」の 12 ページをご覧ください。か、市役所駅南庁舎市民税課または各総合支所市民生活課までお問い合わせください。

#### ② 夫婦の均等割税額の見直し

これまで、市内に住所があり均等割の納税義務を負

う夫と生計を同一にしている妻で、当該市内に住所がある場合には均等割が非課税でしたが、17 年度から廃止になり、18 年度以降は全額課税になります（左記①の廃止にともなう経過措置の対象者を除きます）。

#### ③ 定率控除の縮小

市・県民税の定率控除が縮小され、平成 18 年度から実施されます。

【現行】	所得割額の 15% 相当額（限度額 4 万円）
	↓
【改正後】	所得割額の 7.5% 相当額（限度額 2 万円）

## 出張申告も行います

会場および受付日	対象地区	
	午前 9 時～正午	午後 1～4 時
末恒地区公民館 2月17日（金）	伏野地区	左記以外の地区
神戸地区公民館 2月21日（火）	岩坪、上砂見地区	左記以外の地区
大郷会館 2月22日（水）	高殿、六反田、大畑、堤見、福井、辛川地区	松原、松原団地、金沢地区
湖南地区公民館 3月2日（木）	妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵地区	東区、西区、南区、北区、旭区、谷山区、長柄、三山口地区
明治地区公民館 3月3日（金）	安蔵、河内、小原、槇原、松上地区	左記以外の地区

※ JA 各支店での申告受付は、JA 各支店の統廃合や農業所得取支計算への移行などにより実施していません。

## 総合支所の申告体制が変わりました

各総合支所では旧岩美郡（国府町、福部町）、旧八頭郡（河原町、用瀬町、佐治町）、旧気高郡（気高町、鹿野町、青谷町）の各ブロック内を巡回して申告を受けつける方式で行います。詳しい申告日程などについては、各総合支所市民生活課にお問い合わせいただくか、支所だよりをご覧ください。

### 問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857) 20-3417 / 各総合支所市民生活課（14 ページ上段参照）

## 申告と相談は、こちらまで

### ■ 所得税の確定申告（午前 8 時 30 分～午後 5 時）

鳥取税務署（富安二丁目 89-4・☎(0857) 22-2141）  
税務相談室（同署内・☎(0857) 23-8776）  
申告書の提出は郵送でも受け付けます。また、休日などには専用のポストを設置していますのでご利用ください。なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は 3 月 31 日までです。

### ■ 市・県民税の申告（午前 8 時 30 分～午後 5 時）

市役所駅南庁舎地下第 5 会議室および各総合支所で受け付けます（**総合支所の受付日程については総合支所だよりをご覧ください**）。なお、左表の 5 会場でも受け付けます。

※鳥取市役所駅南庁舎、鳥取税務署では2月19・26日の日曜日も平日どおり、申告を受け付けます。

### ■ 休日納税相談窓口の開設（午前 9 時～午後 4 時）

市役所駅南庁舎収納課 ☎(0857) 20-3431  
2月19日・26日の日曜日は市役所駅南庁舎で、納税並びに納税相談窓口を開設します。納税がまだの人、納税について相談したい人はご利用ください。



# 効率的に 公共施設を運用します

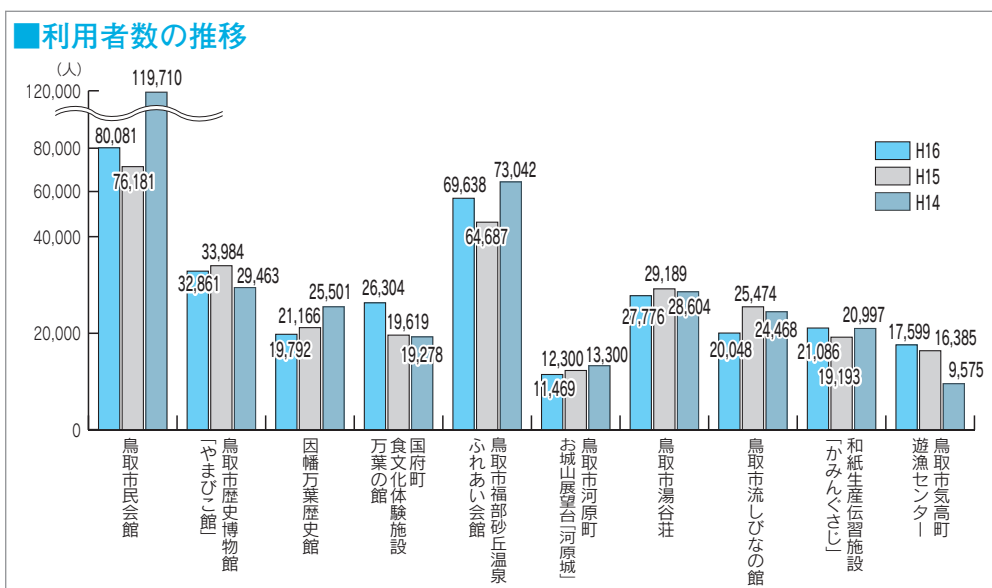
**本**市には1,000を超える公共施設があり、それぞれ市民のみならずにご利用いただいておりますが、

昨今の厳しい経済状況の中で、施設のコストに見合った運営方法の見直しや、市民のみならずの要望にあった、より効率のよい施設の配置などが必要となっております。

現在、鳥取市では第4次鳥取市行財政改革大綱に基づく実施計画の中で、「遊休施設の利活用」の推進と施設のあり方（統廃合など）の検討を行っています。

第1回の今回は、本市の公共施設のうち利用者の多い施設（利用者1万人以上のもの）の利用状況と、ランニングコストについてまとめましたのでご紹介します。

その他の施設についてはホームページで随時、紹介する予定です。



問い合わせ先  
市役所本庁舎財産管理課  
☎(0857)20-3112

## ■利用状況およびランニングコスト（平成12～16年度の平均）

施設名	年間利用者数	施設のランニングコスト (管理経費) (a)	利用者直接負担額 (使用料) (b)	利用者負担率 (b)/(a)	利用者1人当たりの 公費負担額	職員数
鳥取市民会館	84,176人	53,710円	10,453円	19.46%	514円	8人
鳥取市歴史博物館「やまびこ館」	34,895人	162,228円	5,592円	3.45%	4,489円	21人
因幡万葉歴史館	23,818人	17,211円	5,317円	30.89%	499円	5人
国府町食文化体験施設万葉の館	22,512人	6,172円	3,107円	50.34%	136円	2人
鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館	72,412人	53,729円	22,664円	42.18%	429円	4人
鳥取市河原町お城山展望台「河原城」	13,251人	7,832円	2,419円	30.89%	408円	5人
鳥取市湯谷荘	22,110人	8,616円	5,680円	65.93%	133円	4人
鳥取市流しびなの館	24,457人	22,307円	5,402円	24.22%	691円	6人
和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」	21,078人	2,772円	-	-	132円	11人
鳥取市気高町遊漁センター	12,761人	72,809円	54,638円	75.04%	1,424円	8人

- ※1 各施設に係る経費と収入から、利用者の負担率、利用者1人当たりの公費（税金）の負担額をまとめものです。
- ※2 利用者負担率が増えるほど、施設に投入される公費（税金）が減るので、独立採算性が高いといえます。
- ※3 不採算性質の公共（例：教育・文化事業等）施設は、収支とサービスの質（内容）でも施設の有益性を図る必要があります。

# 鳥取市次世代育成優秀企業を 紹介します



鳥取市社会福祉大会で表彰

本市では、本年度から、企業における子育てしやすい環境づくりの促進を目的として、子育て支援に積極的に取り組まれている企業を表彰することとしました。昨年11月14日の選考委員会を経て、優秀賞（1社）、優良賞（1社、1組合）が決まりましたので紹介します。

●●●●●●●●●●  
問い合わせ先  
市役所南庁舎健康福祉政策課  
☎ (0857) 20-3441

## 優秀賞

### やまこう建設株式会社

**会社概要** 所在地 南限255  
業種 総合建設業  
従業員数 94人(女性15人、男性79人)

子育て支援の中で力を入れている点は  
育児休業者復帰プログラムの中に、環境適応講習などを取り入れ、休業中の社員に定期的に会社に来てもらい、会社のようすに慣れてもらっています。

また、職場復帰の際に、抵抗なく業務に入っていける内容をプログラムに盛り込み、復帰しやすい環境づくりにここがけています。

## 優良賞

### 株式会社 鳥取銀行

**会社概要** 所在地 永楽温泉町171  
業種 金融業  
従業員数 714人(女性189人、男性525人)

子育て支援の中で力を入れている点は  
育児休業者への情報提供を行い、円滑な職場復帰ができるよう支援するとともに、休業経験者からの意見収集にも努めています。

また、職業家庭両立推進者を選任し、育児休業制度を利用しやすい職場づくりをめざしています。

## 優良賞

### 鳥取県生活協同組合

**会社概要** 所在地 岩吉175-4  
業種 小売業  
従業員数 107人(女性12人、男性95人)

子育て支援の中で力を入れている点は  
男性も育児休業を取得しやすい職場環境の整備を進めるため、男性職員の育児休業取得推進の目標値を定めて、取り組んでいます。

また、所定外労働の削減や、有給休暇の取得促進にも力を入れています。

※会社概要はいずれも平成17年9月現在のものです。

## 募集 鳥取環境大学入試案内

学業奨励のため、入学後の成績が優秀な学生を対象に、鳥取市鳥取環境大学奨学金（年間50万～60万円、1学年あたり20人、出身地不問、返済不要）が支給されます。

問い合わせ先 鳥取環境大学入試広報課 ☎ (0857) 38-6720

### 【一般入試 B 方式】

学 科	募集人員	選 考 方 法	入学願書受付期間	試験日	合格発表	入学手続き1次締切	試験会場
環境政策学科	10	必須●英語（英語Ⅰ・Ⅱ）	2/1（水）	2/22（水）	3/1（水）	3/10（金）	本学 大阪・岡山
環境デザイン学科	5	選択●国語（国語総合（古文・漢文を除く）・現代文）、	～				
情報システム学科	5	数学（数Ⅰ・数A・数Ⅱ・数B）から1教科1科目	2/14（火）				

※ B方式入試については、新教育課程による出題科目と、これに対応する旧教育課程の科目との共通内容を出題します。

### 【社会人特別入試】

学 科	募集人員	選 考 方 法	入学願書受付期間	試験日	合格発表	入学手続き1次締切	試験会場
環境政策学科	若干名	●小論文 ●面接 ●出願書類（環境デザイン学科は小論文に代えて作品提出も可）	1/30（月）	2/19（日）	3/1（水）	3/10（金）	本学
環境デザイン学科	若干名		～				
情報システム学科	若干名		2/10（金）				

### 【3年次編入学（2期）】

学 科	募集人員	選 考 方 法	入学願書受付期間	試験日	合格発表	入学手続き1次締切	試験会場
環境政策学科	若干名	●英語（環境デザイン学科を除く） ●小論文 ●面接 ●出願書類	1/30（月）	2/19（日）	3/1（水）	3/10（金）	本学
環境デザイン学科	若干名		～				
情報システム学科	若干名		2/10（金）				

# 合併前の鳥取市地域の健診・予防接種など

## BCG接種

対象児 平成17年10月に生まれた乳児と、  
生後6カ月未満で未接種の乳児  
受付 午後1時～2時  
ところ さざんか会館

対象児	とき
平成17年10月1日～15日生	3日(金)
平成17年10月16日～31日生	10日(金)
補足日	28日(火)

※生後6カ月までに接種できない場合は、中央保健センターにご相談ください。

## ポリオ生ワクチン投与

受付 午後1時～2時  
ところ さざんか会館

対象児	回数	とき
平成17年3月生	2回目	17日(金)
平成17年9月生	1回目	24日(金)

## 乳幼児健康診査

受付 午後1時～2時  
ところ さざんか会館

種別	対象児	とき
6カ月児	平成17年7月生	7日(火)～9日(木)
1歳6カ月児	平成16年7月生	14日(火)～16日(木)
3歳児	平成15年1月生	21日(火)～23日(木)
2歳歯科 および フッ素塗布	平成16年1月生	2日(木) ※午後1時～ 2時30分受付
5歳児 発達相談	5歳児	2月には行いません。

### ■駐車場について

乳幼児健診・予防接種で来所の際、さざんか会館の駐車場が満車の場合は、駅南庁舎駐車場(3時間まで無料)をご利用ください。なお、どちらの駐車場も駐車券が発行されますので、受付で提示してください。

- ※旧町村地域で行われる健診などの情報については、「総合支所だより」をご覧ください。
- ※各地域以外での受診などを希望される場合は、お住まいの総合支所福祉保健課または保健センターへご連絡ください。



2月

### 中央保健センター

BCG・ポリオなど  
☎(0857)20-3191

がん検診など  
☎(0857)20-3195

乳幼児健康診査など  
☎(0857)20-3196

国府町総合支所福祉保健課  
☎(0857)39-0566

福部町総合支所福祉保健課  
☎(0857)75-2813

河原町総合支所福祉保健課  
☎(0858)76-3114

用瀬町総合支所福祉保健課  
☎(0858)87-3781

佐治地区保健センター  
☎(0858)89-1024

気高町総合支所福祉保健課  
☎(0857)82-3157

鹿野町総合支所福祉保健課  
☎(0857)84-2013

青谷町総合支所福祉保健課  
☎(0857)85-0012

## 生活習慣病予防週間

2月1日～7日

疾病の発症や進行には、個人の生活習慣が深く関与しており、生活習慣を見直すことで病気の発症を防ぐことができます。「バランスのとれた食事」、「適度な運動」、「十分な休養」といった健康的な生活習慣を心がけましょう。



また、健康診査を定期的に受診して、自分の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

### 健康講演会

とき 2月2日(木) 午後1時30分～3時30分  
ところ さざんか会館5階 大会議室  
内容 「生活習慣病の予防と対策」  
～糖尿病の予防とコントロールを中心に～  
林医院院長 林 裕史さん  
「歯周病と生活習慣」  
歯科衛生士 玉川 春花さん

※ 午後1時から5階ロビーで、栄養士による栄養相談を実施します。気軽にご参加ください。

問い合わせ先 中央保健センター(さざんか会館内)  
☎(0857)20-3195/各総合支所福祉保健課

めざそう  
健康長寿

みなおそう  
生活習慣



### 夜間・休日急患診療所

診療科目 内科、小児科、軽度の外傷

※乳幼児は、小児救急当番病院をご利用ください。

と き 平 日 午後7時～10時  
日曜・祝休日 午前9時～午後5時  
日曜・祝休日 午後7時～10時

と ころ 急患診療所（東部医師会館隣）

問い合わせ先 東部医師会 ☎(0857)22-2782

### 休日急患歯科診療所

と き 日曜・祝休日 午前10時～午後4時  
と ころ 東部歯科医師会  
富安二丁目（歯科技工専門学校内）  
☎(0857) 23-3197

### 休日救急当番病院

午前8時30分～翌日午前8時30分

日(曜日)	病 院 名	電話番号
5日(日)	中 央 病 院	(0857) 26-2271
11日(祝)	市 立 病 院	(0857) 37-1522
12日(日)	生 協 病 院	(0857) 24-7251
19日(日)	中 央 病 院	(0857) 26-2271
26日(日)	赤 十 字 病 院	(0857) 24-8111

### 休日夜間在宅当番歯科医院

午後6時～午後9時

日(曜日)	病 院 名	と ころ	電話番号
5日(日)	上 田 歯 科 医 院	西町一丁目454	(0857) 22-4530
11日(祝)	ひろ歯科クリニック	覚寺47-7	(0857) 21-5550
12日(日)	大 草 歯 科 医 院	桜谷407	(0857) 29-5671
19日(日)	太 田 歯 科 医 院	吉方温泉三丁目852	(0857) 24-8791
26日(日)	荻 原 歯 科 医 院	元町227	(0857) 22-2845

### 夜間小児救急当番病院

日・火・木・金・土・祝休日 午後7時～10時  
月・水 午後6時30分～翌日午前8時30分  
※13日(月) 午後7時～10時

曜 日	病 院 名	電話番号
日	急患診療所(東部医師会館隣)	(0857) 22-2782
月	赤 十 字 病 院	(0857) 24-8111
火	市 立 病 院	(0857) 37-1522
水	生 協 病 院	(0857) 24-7251
木	急患診療所(東部医師会館隣)	(0857) 22-2782
金	中 央 病 院	(0857) 26-2271
土	中 央 病 院	(0857) 26-2271

### 休日当番薬局

日(曜日)	薬 局 名	と ころ	電話番号
5日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
	徳吉薬局吉成	吉成南町一丁目27-9	(0857) 53-3577
11日(祝)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
	こやま薬局	湖山北一丁目435	(0857) 28-1798
12日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
	杏林堂薬局	興南町78	(0857) 21-1750
19日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
	吉成薬局	吉成779-41	(0857) 53-3438
26日(日)	鳥取駅コクミン薬局	鳥取駅構内シャミネ内	(0857) 27-6524
	フジモト薬局	行徳トスク本店1階	(0857) 26-6660
	さくら薬局	立川町五丁目41	(0857) 22-1024

### 休日小児救急当番病院

赤十字病院・生協病院・中央病院

(日・祝休日) 午前8時30分～午後6時30分

※中央病院 5・19日(日) 午前8時30分～午後5時15分

※市立病院 11・25日(土) 午前8時30分～午後5時

日(曜日)	病 院 名	電話番号
5日(日)	赤 十 字 病 院	(0857) 24-8111
※5日(日)	中 央 病 院	(0857) 26-2271
※11日(祝)	市 立 病 院	(0857) 37-1522
12日(日)	赤 十 字 病 院	(0857) 24-8111
19日(日)	赤 十 字 病 院	(0857) 24-8111
※19日(日)	中 央 病 院	(0857) 26-2271
※25日(土)	市 立 病 院	(0857) 37-1522
26日(日)	赤 十 字 病 院	(0857) 24-8111

〈営業時間〉 ▶鳥取駅コクミン薬局 午前10時～午後8時  
▶フジモト薬局 午前9時～午後8時  
▶その他の薬局 午前9時～午後5時

「夜間・休日救急診療」情報は、携帯電話からでもご覧いただけます。

<http://www.city.tottori.tottori.jp/mobile/>



携帯電話カメラのバーコードリーダーで読み込みますと市役所携帯サイトにリンクされます。  
トップメニュー→ジャンルから検索→2.夜間・休日救急診療のあと、ご希望の連絡先を選択してください。

# 情報ひろば

## ■各総合支所

国府☎(0857)39-0555／福部☎(0857)75-2811  
 河原☎(0858)76-3111／用瀬☎(0858)87-2111  
 佐治☎(0858)88-0211／気高☎(0857)82-0011  
 鹿野☎(0857)84-2011／青谷☎(0857)85-0011



福祉

### 家族介護者のつどい 「スマイル・スマイル」

とき 2月28日(火) 午前10時

～正午

ところ さざんか会館3階第2

会議室(富安二丁目)

内容 講演会「介護保険・介護について」

対象 家族介護者または介護に関心のある人

申込先 スマイル・スマイル事務局

(さざんか会館・中央保健センター内) ☎(0857)20-3194

寝具の丸洗い乾燥消毒サービス

3月実施分

対象 ▽65歳以上で在宅の寝た

きりの人

利用料 ▽掛け布団⇨2000円

▽敷布団⇨2000円▽毛布⇨1

00円 ※枚数に制限があります。

申込期限 2月20日(月)

申込先 各中学校区の在宅介護

支援センター／市役所駅南庁舎

15732

15732

15732

高齢社会課☎(0857)20-3453  
 各総合支所福祉保健課  
 (上段参照)



お知らせ

### 労働講座 働く人のための 「知っておきたいワンポイント トレックス」

とき 1月24日(火) 午後3

時30分～5時

ところ 鳥取県労働会館(天神

町)

テーマ 知っておきたい「雇用

保険・労災保険の給付」

内容 雇用保険・労災保険の主

な給付金、給付手続の解説

講師 鳥取県庁労働雇用課 中

小企業労働施策アドバイザー

山下靖夫さん

参加費 無料

問い合わせ・申込先

鳥取県庁商工労働部労働雇用課

☎(0857)26-17225

／みなくる鳥取☎(0857)24

15732

### 歩こう会2月定例会

とき 2月12日(日) 午後1時

～2時30分

コース 福祉文化会館(集合)

～松並町～八千代橋～千代橋～

鳥取駅南(歩行距離約4.5キロ)

費用 なし

※弁当や水筒、雨具は各自でご

用意ください。

問い合わせ先 歩こう会事務局

☎(0857)23-17930

### ねずみ一斉駆除月間

2月は、全市一斉のねずみ駆除月間です。希望者に衛生駆除薬剤(殺そ剤)を無料でお渡しします(1世帯3袋まで)。

食中毒や感染症などの原因となるねずみを、この時期に駆除しましょう。

受取窓口 市役所本庁舎1階生活環境課／各総合支所市民生活課

受取期間 2月1日(水)～28

日(火)

問い合わせ先 市役所本庁舎生

活環境課☎(0857)20-132

16／各総合支所市民生活課

(上記参照)

### 乾電池・蛍光灯の収集 2月の第1週

2月は合併前の鳥取市地域の乾電池などの収集月です。

2月1日(水)～2月7日(火)

の「小型破砕ごみの収集日」に

ほかのごみと区別し、乾電池・

蛍光灯を、それぞれ別々の透明

または半透明の袋に入れ、壊れ

ないようにして、ごみステーションに出してください。

※旧町村地域については総合支

所だよりをご覧になるか、各総

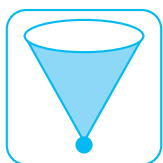
合支所市民生活課(上段参照)

までお問合せください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生

活環境課☎(0857)20-132

17



募集

### 非常勤嘱託職員および 臨時的任用職員

募集職種 ▽嘱託職員／学校図

書館司書、公民館事務など▽臨

時職員／一般事務補助員など

# 下水道供用区域が広がりました

新たに使用できる区域

## 公共下水道

宮長／叶／吉成南町二丁目／杉崎／湖山町北二丁目／湖山町北五丁目／賀露町北三丁目／賀露町南五丁目／南安長三丁目／岩吉／福部町高江／福部町湯山／福部町海士／福部町細川のいずれも一部

## 工事は指定工事店で

下水道が整備された場合は、すみやかに下水道に接続する排水設備工事をしましょう（浄化槽などの切り替えはおおむね1年以内、くみ取り便所の水洗化は3年以内）。工事は、必ず鳥取市の指定する排水設備工事店に申し込んでください。**無利子の改造金融融資制度**もありますのでご利用ください。

排水設備工事完成後に排水管がつまって下水が流れない場合は、施工した工事店が清掃業者に清掃を申し込んでください。

## ご注意ください！

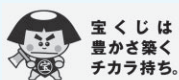
市役所の職員を装ったり、市役所から依頼されたなどといつわり、下水排水管の点検、清掃、消毒などの業務を契約させ、高額な費用を請求するといった被害が発生しています。市役所では、みなさんの敷地内にある排水管について、このような業務を行ったり、業者に依頼することはありませんので、ご注意ください。

## 問い合わせ先

下水道管理課(環境下水道部庁舎) ☎(0857)20-3304  
 福部町総合支所産業建設課 ☎(0857)75-2814

## お知らせ

# ご利用ください！ 農村公園に遊具を整備しました



宝くじは  
豊かさ築く  
チカラ持ち。

平成 17 年度  
コミュニティ助成事業

宝くじは、広く社会に  
役立てられています。

柄杓、越路、祢宜谷地区の農村公園に、滑り台、ブランコ、タワー、鉄棒などの遊具を整備しました。これは、財団法人自治総合センターが宝くじ受託事業収入で、コミュニティを支援するために行う「コミュニティ助成事業」を活用して行われたものです。



問い合わせ先 市役所第2庁舎農村整備課  
 ☎(0857) 20-3244

**任用期間** ▽嘱託職員／4月1日から1年間（勤務状況などにより、採用日から5年を限度に1年ごとの更新可）▽臨時職員／採用後6月以内（勤務状況などにより、1回のみ更新可）  
**名簿登録期間** 4月1日～平成19年3月31日  
**試験日** 2月11日（土）、2月18日（土）  
**試験会場** 鳥取環境大学（若葉台北一丁目）  
**申込期間** 1月16日（月）～1月30日（月）  
**試験方法** 作文審査（申込時に

提出）、事務適性検査、面接試験  
**応募資格** 昭和16年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人（試験区分によっては資格または実務経験が必要）  
**応募方法** 指定の申込書に所定の事項を記入のうえ、市役所職員課まで持参または郵送で  
**受験案内・申込書配置場所**（1月16日（月）～）▽市役所本庁舎1階総合案内所▽市役所本庁舎2階職員課▽市役所駅前庁舎総合窓口▽各町総合支所地域振興課

※鳥取市のホームページからもダウンロードできます。  
**問い合わせ先** 市役所本庁舎職員課 ☎(0857) 20-3107  
**匠たくみに学ぶ男の料理教室**  
**早春の魚料理編**  
**とき** 3月4日（土）午前10時～午後1時  
**ところ** ゆうゆう健康館けたか調理室（気高町浜村）  
**講師** 竹井 里美さとみさん（栄養士）  
**料理** イワシのかば焼き丼、すまし汁など  
**対象** 市内に在住または通勤、

通学の男性  
**参加費** 1000円  
**定員** 20人（先着順）  
**託児** 要予約（無料）※1歳から小学校就学前までの幼児を預かります。  
**申込開始** 1月20日（金）午前8時30分～  
**申込・問い合わせ先** 男女共同参画センター「輝きらなんせ鳥取」（福祉文化会館内・西町二丁目）☎(0857) 24-2704  
 ／気高町総合支所市民生活課 ☎(0857) 82-3170



## 募集

### 鳥取市長選挙投票立会人

市選挙管理委員会では、4月9日執行予定の鳥取市長選挙の投票立会人を募集します。

**応募資格** 20歳以上49歳までの

選挙人名簿に登録されている  
(市内に3カ月以上居住し、住民登録している)人で、当日必ず従事できる人

**従事場所** 住所地の投票所・期日前投票所

**募集期間** 1月16日(月)～2月10日(金)

**応募方法** 住所・氏名・生年月日・従事希望日(1人1日限り)・電話番号を明記のうえ、ハガキかファクシミリで

**選挙当日の投票所(4月9日)**

**募集人数** 各投票区1人ずつ

※同一投票区内で2人以上の応募がある場合は抽選します。

**従事時間** 投票日の午前6時30分～午後8時30分

※一部の投票所は1時間～2時間短縮

**報酬** 1万8000円

**期日前投票所(4月3日～8日)**

**募集人数** 鳥取市福祉文化会館および各総合支所期日前投票所に、毎日各1人ずつ

※同一期日前投票所内で、1日2人以上の応募がある場合は抽選します。

**従事時間** 午前8時10分～午後8時30分

**報酬** 9600円

**問い合わせ・応募先** 選挙管理

委員会事務局 ☎6801002

2 西町二丁目311 ☎(0857)2013386

☎(0857)2013051

### 住宅用太陽熱高度利用システムの補助

**対象** 集熱器の総面積が75平方メートルまでのソーラーシステムを設置する人

**補助金額** 集熱器の総面積に応じた額(6平方メートルで約10万円、75平方メートルで約125万円)

**応募締め切り** 2月20日(月)

**問い合わせ・応募先** (財)新エネルギー財団 太陽熱利用部 ☎10218555 東京都千代田区紀尾井町3-6 秀和紀尾井町パークビル6階 ☎(03)527519566・ホームページ <http://www.net.or.jp>



## 相談

### 女性なんでも相談

**相談内容** ▽一般(健康・家族・職場や近所での人間関係・育児など) ▽法律に関すること(セクハラ・離婚問題など)

**相談日** ▽一般 2月4日(土)・14日(火) 午後1時～3時

▽法律 2月14日(火) 午後1時～4時/23日(木) 午前9時～正午

**ところ** 輝きらなんせ鳥取(福祉文化会館内・西町二丁目)

**予約受付** 1月20日(金) 午前8時30分～(先着順)

**申込先** 男女共同参画センター ☎(0857)2412704

**法律相談**

**とき** 2月15日(水) 午後1時～4時

**ところ** 市役所本庁舎4階第3会議室

**定員** 8人

**予約受付** 2月6日(月) 午前8時30分～(先着順)

**申込先** 市役所本庁舎市民参画課 ☎(0857)2013158

### 行政相談

行政機関の仕事や手続き、サービスなどについて、公平・中立の立場で相談に応じます。

**とき** ▽2月2日(木) 午後1時30分～4時 ▽2月8日(水) 午後1時30分～4時 ▽2月21日(火) 午後1時～3時 ▽2月27日(月) 午後1時30分～4時

**ところ** ▽2日/市役所本庁舎1階市民談話室 ▽8日/輝きらなんせ鳥取 ▽21日/さざんか会館 ▽27日/トスク本店インフォメーションルーム

**問い合わせ先** 鳥取行政評価事務所 ☎(0857)2415541

**緑の相談室**

植物に関する疑問、管理・育生などの質問にお答えします。

**とき** ▽2月9日(木) 午後1時30分～5時 ▽2月23日(木) 午後1時30分～5時

**ところ** ▽9日/市役所駅南庁舎1階入り口ホール(新日本海新聞社側) ▽23日/市役所本庁舎1階市民談話室

**問い合わせ先** 鳥取県造園建設業協会東部支部 ☎(0857)2415221



# 図書館だより

- 中央図書館 ☎(0857) 27-5182 開館時間：午前9時～午後7時  
(土・日曜は5時まで)
- 気高図書館 ☎(0857) 37-6036 開館時間：午前10時～午後6時
- 用瀬図書館 ☎(0858) 87-2702 開館時間：午前10時～午後6時  
※休館日は、いずれも毎週火曜日、祝日の翌日、毎月最終の木曜日

## 用瀬図書館が蔵書点検のため休館

1月26日(木)から2月2日(木)まで、用瀬図書館では蔵書点検のため休館します。閉館中に本をお返しになる場合は、正面玄関脇の夜間返却ポストをご利用ください。なお、中央図書館と気高図書館は通常どおり開館しています。

## 中央図書館からのお願い

図書館は、子どもにとっても大人にとっても、公共の場でのモラルやマナー、ルールを身につけたり、見直すことのできる最適の場所です。

- ▷授乳やおむつ交換のほか、お子さんが泣きやまないときなどには、乳幼児ルームをご利用ください。
- ▷携帯電話のご使用や飲食は、談話コーナーでお願いします(ゴミは必ずお持ち帰りください)。
- ▷図書館の本は市民の財産です。大切に扱い、借りた本は期限内にお返しください。

みなさんが気持ちよく図書館を利用できるよう、ご協力をお願いします。

図書・ビデオ紹介

## ビデオ「見えていますか？ 家庭の中の男女平等」

Vol.5

財団法人 東京女性財団

輝なんせ鳥取



「女だから・男だから」「女のくせに・男のくせに」と人に押しつけたり、押しつけられたりした経験はありませんか。男性も女性も、家庭における家事、育児、介護などの大切さについて理解し、助け合うとともに男性も仕事から解放されて、家庭や地域・職場などいろいろな場で自分らしくいきいきと輝いて活動することが大切です。

身近な生活の中の男女の役割で、あたりまえといわれているけど何か変だな、何か気にかかるな、と思うことはありませんか。建前ではわかっている、無意識のうちに縛られている「男らしさ・女らしさ」って何なのでしょう。ちょっと角度を変えて考えてみるきっかけにいかがですか。

問い合わせ先 輝なんせ鳥取(福祉文化会館内)  
☎(0857) 24-2704

FILE WINDOW

### 市民伝言板

市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

**鳥取おやこ劇場**  
**どなたも大歓迎！ リサイクルバザー**  
 日用品、手づくりお菓子、手芸品、子ども古着市、子どもフリーマーケットなどで、毎年大人気、大賑わいのバザーです。  
 2月19日(日) 午前11時～午後2時/県民文化会館1階/連=鳥取おやこ劇場事務局 ☎(0857) 24-6680

**会員募集!**  
 平成18年度(H18.4.1~H19.3.31)  
**鳥取市むつみカレッジ(旧 働く婦人の家利用者協議会)**  
 受付日時2月19日(日) 午前10時～正午/市福祉文化会館4階/連=鳥取市むつみカレッジ事務局 川口 ☎(0857) 23-5269/ガイダンスは鳥取市男女共同参画センター(市福祉文化会館3階)へ

※3月15日号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、1月31日(火)までに、ハガキかファクシミリ(0857-21-1594)または電子メール(kouhou@city.tottori.tottori.jp)で秘書課広報室まで。

## 指定管理者を追加して募集します

本市では、下記の施設について指定管理者を募集しています。指定管理者となることを希望される団体は、募集要項と業務仕様書を各施設の担当課へ請求していただくか、鳥取市ホームページ(アドレスは表紙下段)からダウンロードしていただき、期限までに応募書類を担当課へ直接提出してください。

■募集期限 1月31日(火)

募集単位	施設の名称	担当課
1	・湖山池公園 ・鳥取市B&G海洋センター	市役所本庁舎公園街路課 ☎(0857) 20-3286
2	・鳥取市安蔵森林公園 ・安蔵公園	市役所第2庁舎林務水産課 ☎(0857) 20-3235
3	・鳥取市営サッカー場 ・バードスタジアム ・千代川倉田緑地	
4	・鳥取市民体育館 ・千代テニス場 ・城北テニス場 ・鳥取市民プール ・鳥取市武道館	市役所第2庁舎 教育委員会事務局体育課 ☎(0857) 20-3373

問い合わせ先 市役所本庁舎行財政改革推進課  
☎(0857) 20-3164

## イベント情報

## 流しびなの館だより

1月15日～2月14日の休館日

1月18・25日(水)  
2月1・8日(水)

## 特別展「干支の郷土玩具展」



用瀬二区在住の綾木弘さんが長年かけて収集した全国各地の郷土玩具のうち、干支にちなんだもの約90点を展示しています。同じ干支でも多くの種類の玩具があります。

▷とき 3月31日(金)まで 午前9時～午後5時  
▷入館料 大人300円(団体15人以上200円)、高校生以下無料

■問い合わせ先 流しびなの館(用瀬町別府32-1)  
☎(0858)87-3222

## 星が好き!!

1月15日～2月14日の休館日

1月16日(月)、17日(火)、23日(月)  
30日(月)、2月6・13日(月)

## 第11回 雪まつり

「雪像づくり大会」をメインに、「雪上そりひっぱりレース」や「惑星をぶっとばせ(惑星の模型に雪玉を当てて得点を競う)」など、雪を使った冬ならではのイベントです。お昼には特製雪見ジャンボ鍋のサービスもあります。



▷とき 2月5日(日)午前10時30分～午後3時ごろ  
▷参加費 一般500円、高校生以下および70歳以上200円(プラネタリウム観覧料は別途必要)  
※当日は午後5時で閉館するため、夜の星の観望会(夜間観望会)は行いません。

## 作品募集

## 第12回 星景写真コンテスト

星景写真(星と風景がいっしょに写っているもの)を募集します。

▷応募期限 2月20日(月)まで(必着)  
▷応募先 ☎689-1312 鳥取市佐治町高山1071-1 さじアストロパーク「星景写真コンテスト」係  
▷賞 1席(1人3万円)、2席(1人1万円)、3席(2人5千円)、佳作、努力賞、参加賞  
▷発表 3月11日(土)、応募者へ結果を通知します。また、館内での入賞作品展示を行います。  
▷その他 詳しい応募規定などは、ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 さじアストロパーク(佐治町高山1071-1)  
☎(0858)89-1011

「とっとり市報」についてご意見感想をお寄せください。  
〒680-8571 市役所本庁舎秘書課広報室  
☎(0857)20-3159 ☎(0857)21-1594  
電子メール kouhou@city.tottori.tottori.jp

## 万葉の里通信

1月15日～2月14日の休館日

1月16・23・30日(月)  
2月6・13日(月)

## 受講者募集!

## 春季因幡万葉セミナー「大伴家持に学ぶ人生とは」

因幡国守大伴家持や万葉歌人の人生に学んでみませんか。

▷とき 2月12日(日)午後1時30分～4時50分

▷ところ 県民文化会館第1会議室

## ▷記念講演

演題:「大伴家持の恋人たち一歌を学ぶ、歌に学ぶ」

講師:上野 誠さん(奈良大学教授)

## ▷シンポジウム

テーマ:「大伴家持に学ぶ人生とは」

コーディネーター:中山和之(因幡万葉歴史館主任学芸員)

パネリスト:上野 誠さん 大寺龍雄さん(歌人)

▷参加費 無料 ▷募集人数 先着199人

▷申込方法 氏名・連絡先(住所・電話番号)を記入のうえ、はがき、ファクシミリ、電話のいずれかで

▷申込先 因幡万葉歴史館セミナー係 ☎680-0146  
国府町町屋726 ☎(0857)26-1781

※企画展「万葉びとの祈り」を2月19日(日)まで開催中

## 旧正月万葉茶会

▷とき 1月29日(日)午後1時30分～3時

▷ところ 因幡万葉歴史館エントランスホール

▷参加費 抹茶代200円、茶会のみ参加は入館料無料

※旧正月記念「陶芸と盆栽展」を2月5日(日)まで開催中(無料)

■問い合わせ先 因幡万葉歴史館(国府町町屋726)  
☎(0857)26-1780

## わらべ館だより

1月15日～2月14日の休館日

1月18日(水)

## わくわくプレイランド ～冬編～

▷とき 1月19日(木)まで 午前9時～午後5時

▷ところ いべんとほーる ▷内容 大型遊具で遊ぼう

▷参加費 入館料が必要

## ギャラリー童夢企画展「成年来る」

▷とき 3月14日(火)まで 午前9時～午後5時

▷ところ 3階ギャラリー童夢 ▷内容 全国各地の成にちな

▷参加費 入館料が必要 んだ郷土玩具を展示

問い合わせ先 わらべ館(西町三丁目202) ☎(0857)22-7070

## やまびこ館への招待

1月15日～2月14日の休館日

1月16・23・30日(月)  
2月6・13日(月)

お正月イベントへのご来館、誠にありがとうございました。

## たなかかおる童画展初春の夢 2006

▷とき 1月22日(日)まで 午前9時～午後5時

▷観覧料 無料 ▷主催 ドリームプロジェクト

※詳しくは、やまびこ館ホームページを見てね!

■問い合わせ先 やまびこ館(上町88) ☎(0857)23-2140